

連帯保証人変更申請書の作成について

下記の点に留意し、必要な書類を添付の上、建築住宅課へ提出してください。

1 新連帯保証人 次の条件に合う連帯保証人が必要です。

- (1) 独立の生計を営み、年間収入が120万円以上ある方（年金収入可）
- (2) 親族でも可。ただし、連帯保証人と入居者が同一住所、同一生計でないこと。
- (3) なるべく鳥取市内在住で、70歳未満の方。

2 記入

(1) 住所

申請書に記入する住所は印鑑登録証明書の住所と全く同じに記入してください。

(ハイフンなどを用いて省略せず、〇〇番地〇と記入すること)

- | | | |
|---|------|--------------------|
| [| ○良い例 | 鳥取県鳥取市尚徳町二丁目116番地1 |
| | ×悪い例 | 鳥取市尚徳町2丁目116-1 |

(2) 氏名

申請書に記入する氏名は俗字・略字などは使用せず、**正字を（印鑑登録証明書の氏名と同じに）**記入してください。（例：崎と崎、浜と濱など）

(3) 印鑑

- ◆ 申請書に押す印鑑は、印鑑登録してある**実印**を必ず押印してください。
※ 印は鮮明に押印してください。
- ◆ 入居名義人と旧連帯保証人の実印が入居時と変わっている場合は、新しい印鑑登録証明書を合わせて提出してください。
- ◆ 旧連帯保証人が死亡の場合は、旧連帯保証人の欄は入居名義人が代筆し、実印の代わりに「〇年〇月〇日死亡のため」と記入してください。

(4) その他

申請書の記入は名義人、連帯保証人それぞれ必ず自署してください。

<申請書に添付する書類>

◇新連帯保証人の収入を証する書類

所得課税証明書、源泉徴収票（支払者の押印のあるもの）、年金受給証明書、等

◇新連帯保証人の印鑑登録証明書（注）3ヶ月以内に発行されたもの

◇入居名義人・旧連帯保証人の印鑑登録証明書（入居時と変わっている場合のみ）

証明書の交付申請には身分証明書（免許証等）の提示が必要になります。また印鑑登録証明書の交付申請には印鑑登録手帳が必要です。